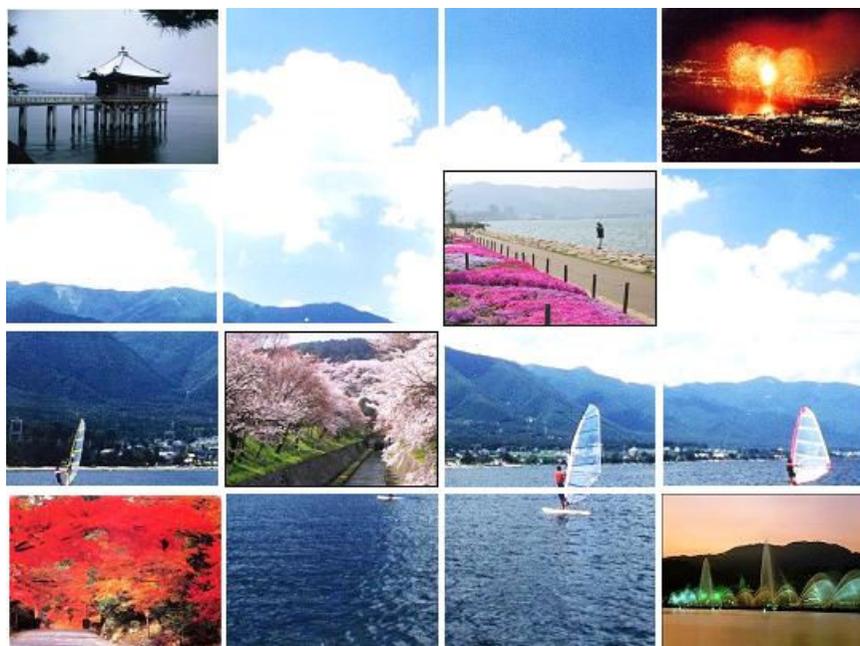


# 国家戦略特区企画書（資料編）



滋 賀 県 大 津 市



# 目次（資料編）

## インバウンド・観光・シェアリングエコノミー

### 【提案名】①自家用自動車の活用

- ・外国人宿泊者の増加……………p.1
- ・公共交通の複雑さによる現状と課題……………p.3
- ・観光地が分散することによる課題……………p.4
- ・観光ルートづくり 市内モデルコース(例)……………p.5

### 【提案名】②自動車運転サービスの実施

- ・市内における公共交通課題地域……………p.7

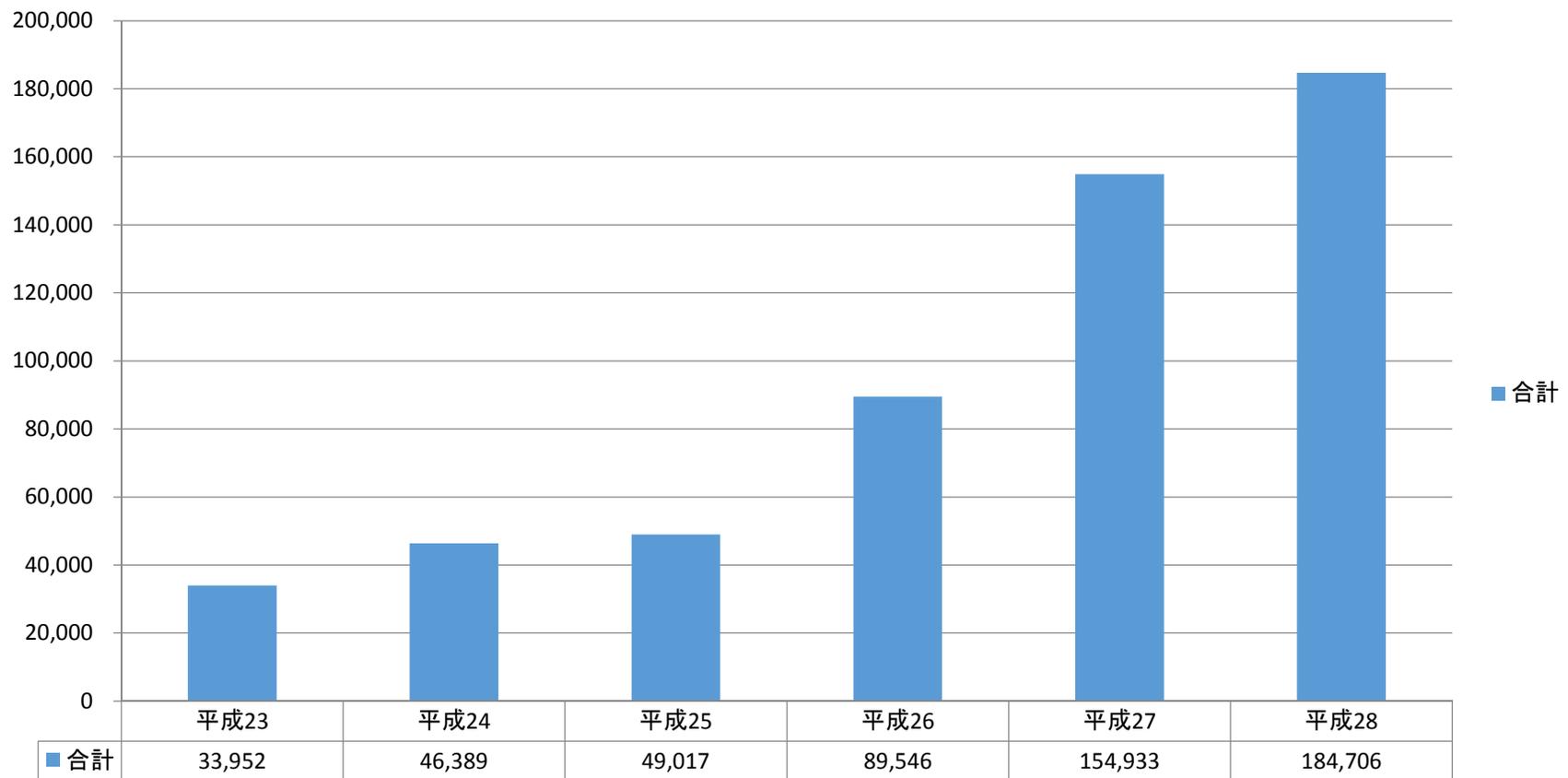
### 【提案名】④宿場町構想実現に向けた屋内消火栓設備の設置規制緩和

- ・屋内消火栓設備に関する基準……………p.8

## 【提案名】①自家用自動車の活用

外国人宿泊者の増加

観光庁 宿泊統計調査 大津市内外国人延べ宿泊者数



## 課題

大阪からJRで約40分、京都からJRで約10分と好アクセスにあるという立地であり、宿泊施設も比較的存在することから、外国人を含めた宿泊者数は急増しているが、本市に宿泊して京都市を観光するなど、市内周遊がされていないという課題がある。

※本市への到着時間が15時44分と遅く、本市からの退出時間が11時31分と早い現状があり、滞在時間が短い。

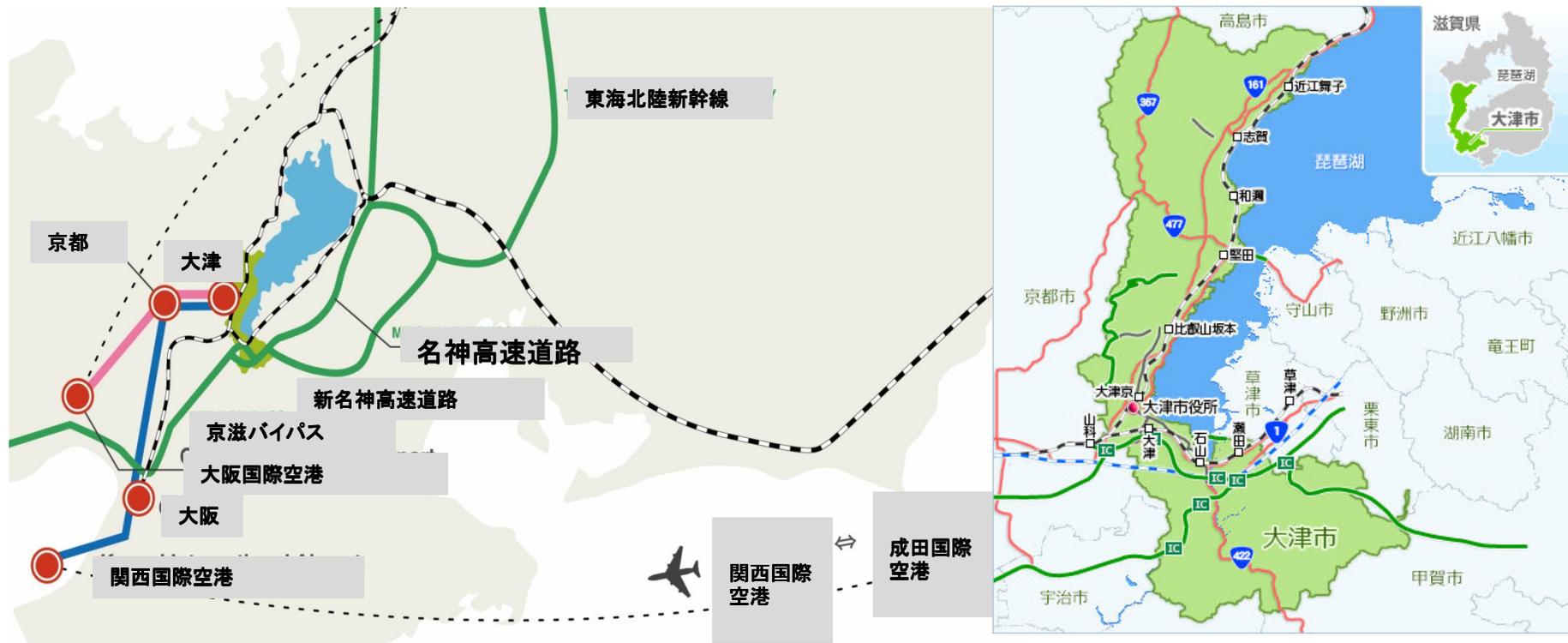
	エリアでの滞在時間		宿泊エリアに到着してから、宿泊エリアを出るまでにおこなったこと(%)										
	(平均) エリアへの到着時間	(平均) エリアからの退出時間	飲食					体験・観光				買い物	他
			朝食を食べる	昼食を食べる	喫茶・スイーツを食べる	夕食を食べる	バーなどでお酒を飲む	各種体験プログラムに参加	観光施設に行く、遊ぶ	スポーツをする	立ち寄り温泉に入る	土産物屋で買い物をする	直売所や道の駅、お土産
全体	14:59	12:21	21.9	57.0	22.8	40.7	8.7	3.0	45.1	3.6	7.1	53.2	16.2
滋賀県	15:44	11:31	22.0	53.5	23.7	40.3	7.0	2.0	44.0	3.2	4.8	51.2	17.9
京都府	14:26	12:52	28.7	63.8	34.6	53.8	11.4	3.3	63.3	1.6	3.9	56.0	14.8
大阪府	14:43	13:13	33.1	59.0	26.6	63.5	10.3	1.6	44.9	1.1	2.2	40.0	21.9
兵庫県	14:57	12:31	19.1	54.9	26.5	36.5	8.4	2.7	42.2	2.5	8.8	57.1	12.4
奈良県	14:49	12:18	16.6	58.1	22.3	52.0	5.2	3.0	54.9	2.2	4.3	51.9	16.3
和歌山県	15:00	12:18	16.1	58.6	17.3	22.7	3.4	2.2	47.3	1.7	10.3	60.8	12.5

平均より5ポイント以上高い

平均より5ポイント以上低い

## 1. 公共交通の複雑さによる現状と課題

大津市は、大阪、京都から近く、JR、京阪電車といった公共交通網が琵琶湖沿岸に整備されていますが、JRでの市内の移動は、市内を北に走るJR湖西線と東に走るJR東海道線の分岐駅がJR山科駅(京都市)であったり、また、JR京都駅、京阪三条方面からの大津への移動に関しては、JR、京阪、地下鉄などを乗り継ぐ複雑さだけでなく、料金も割高で、特に個人外国人観光客にとっては不便な状況にあります。



## 2. 観光地が分散することによる課題

本市は、南北に約45キロと細長い地形をなしており、その中に世界文化遺産比叡山延暦寺など歴史的な社寺仏閣が多く点在しています。公共交通機関や徒歩でのモデルコースを考えると、周遊エリアも限定され、移動に時間がかかります。

また、外国人観光客に好まれる琵琶湖バレイ(雪遊び、スキーなど)、瀬田川ラフティング、和菓子作り(寿長生の郷)などの体験型の観光地については、公共交通網から離れたところに位置しており、外国人旅行客にとって時間を有効活用した周遊プランを立てるのが難しい状況にあります。

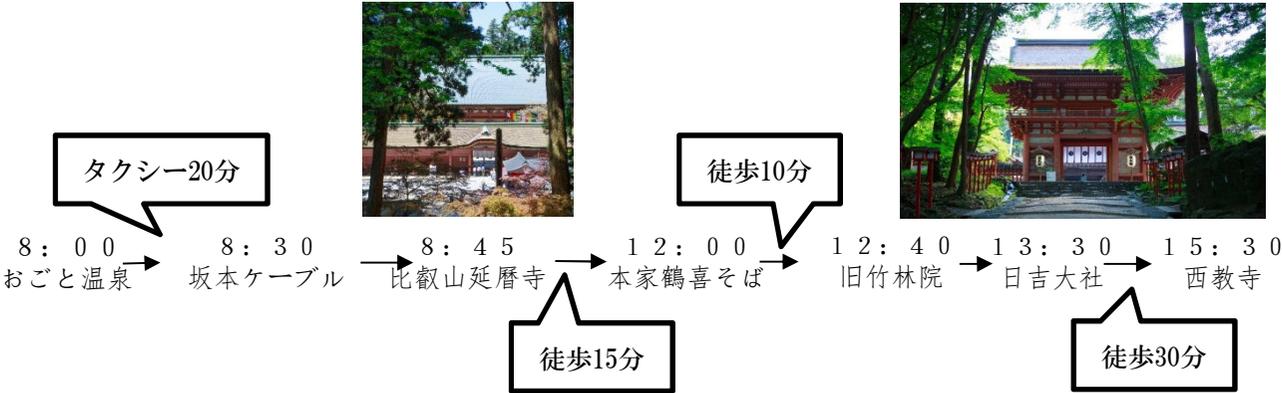
特に、個人外国人旅行客に対応した、飛行機の発着時間と宿泊施設のチェックイン・アウトの時間のギャップを埋め、滞在時間を伸ばすために周遊範囲を広げる必要があるものの、ニーズにあったサービスの提供ができていない状況にあります。

### 観光地の分散状況



# 観光ルートづくり 市内モデルコース(例)

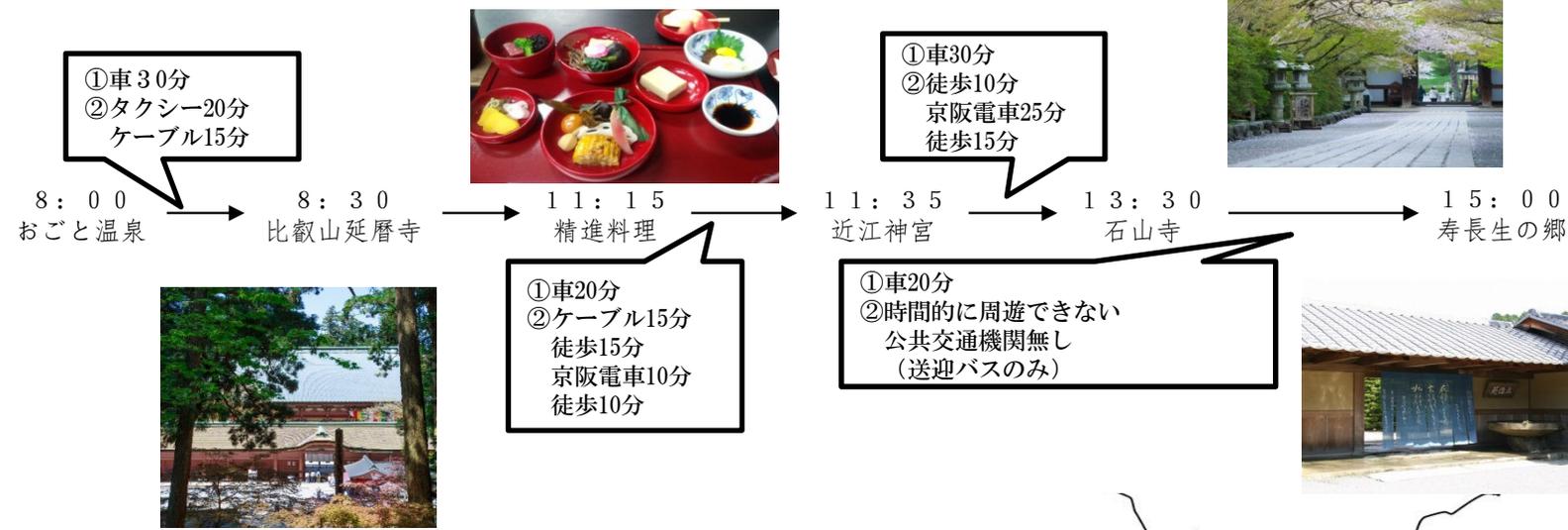
## <1日モデルコース 公共交通機関利用する場合>



- <課題>
- ・大津市内に点在する観光資源を結ぶ2次交通が弱い
  - ・タクシーか徒歩での移動がメイン
  - ・必然的に行動範囲も限定されエリアも狭くなる
  - ・滞在時間の伸ばすために周遊範囲を広げる必要あり



<①1日おすすめコース 車を利用する場合>  
 <②1日おすすめコース 公共交通機関利用する場合>



<ポイント>

- ・公共交通機関を利用するより、車での移動は時間が短縮できる
- ・市内に観光資源が点在しているので、それを効率よく周遊するには、車が便利である
- ・公共交通機関と徒歩でのコース設定より、市内広範囲の周遊が可能になり、滞在時間の延長や観光消費額の増加にも寄与する

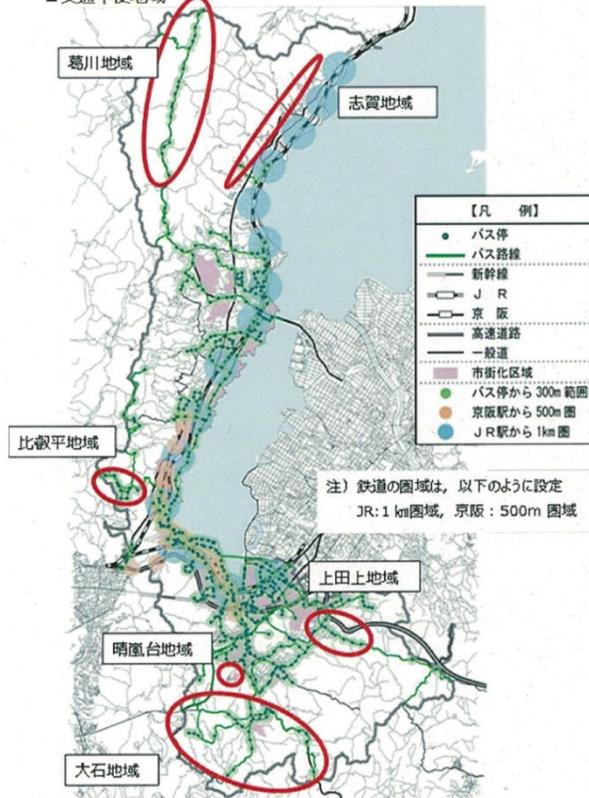


# 【提案名】 ②自動運転サービスの実施

## 市内における公共交通課題地域

本市においては、鉄軌道や路線バス等により交通ネットワークが形成されているが、一部の地域において運行本数が少ない、駅・バス停までの距離が遠く坂道となっている等、交通の不便な地域が存在しており、平成24年度大津市地域公共交通活性化協議会事業において、下記の地域が交通の不便な地域として認識された。

### 交通不便地域



### 各地域の特徴

H28.9現在

地域	志賀地域		葛川地域	比叡平地域	晴嵐台地域	大石地域	上田上地域
該当学区	小松学区	木戸学区	葛川学区	山中比叡平学区	南郷学区	大石学区	上田上学区
地域詳細	・駅から1km以上離れた地域 ・北小松 ・南小松 ・北比良	・駅から1km以上離れた地域 ・南比良 ・大物 ・荒川 ・木戸 ・八屋戸 ・南船路	・坂下 ・木戸口 ・中村 ・坊村 ・町居 ・梅ノ木 ・貴井 ・細川町	・比叡平 1～3丁目 ・山中町	・南郷四丁目 (晴嵐台) ・南郷上山町 ・石山内畑町 ・石山外畑町	・大石中4～5丁目 ・大石富川1～4丁目 ・大石富東1～5丁目 ・大石小田原1～2丁目 ・大石中町 ・大石淀町 ・大石東町 ・大石龍門町	・牧1～3丁目 ・堂1～2丁目
高齢化率	31.01%	29.03%	51.88%	36.19%	31.44%	23.40%	37.07%
24.85% (大津市全体)							
地域特徴	まとまった需要が見込まれない地域。駅から離れた山手地域に集落が点在し、駅までは狭陰道路や坂道が続く。		まとまった需要が見込まれない地域。高齢化率が非常に高い。	まとまった需要が見込まれる地域。	まとまった需要が見込まれる地域。団地内は狭陰で坂道。	まとまった需要が見込まれない地域が多いが、まとまった需要が見込まれる団地もある。	まとまった需要が見込まれない地域。
交通に関する特徴	J R 湖西線があるが、路線バスはない。		路線バスは運行しているが、1日に堅田駅まで2往復しかなく、距離も長い。路線バスによる公共交通の維持が困難。	路線バスが1日10.5往復運行しているが、23年度にバス事業者が退出意向を示す。	晴嵐台及び南郷上山町は既存のバス停から遠く、団地内の坂道は高齢者に厳しい。	大石富川は、石山寺駅まで1日2往復運行(甲賀市のコミュニティバス)。内畑・曾東を走る路線について、18年度にバス事業者が退出意向を示す。	堂及び牧地区は路線バスが1日5往復、石山駅まで運行されている。利用が伸びず廃止しない高齢者等は昼間の移動が制約される。
これまでの取り組み	平成27年10月からデマンド型乗合タクシーの実証運行。事業の収益率で、運行継続の判断を行う。(～平成29年9月まで)		市による補助金の交付や減便で路線バスの維持に努めている。平成28年3月に減便となったバスの代替措置として、デマンド型乗合タクシーを平成28年7月20日より運行。	退出意向の後、地元協議会を設立し、利用促進を図っており、現在は利用者が増加。皇子山中学校への生徒の足の確保などから、24年度から市の補助金を交付し、26年度からは国庫補助金の対象となる。	23年度に晴嵐台地区からバス路線新設の署名が提出される。28年度に晴嵐台地域における新たな交通輸送サービスの検討を行った上で、29年度には社会実験を予定。	内畑・曾東路線退出に伴い、20年度11月から大石地区でゾーンバス実施中。市の運行負担金あり。 ※ゾーンバス拠点を設け、市街地への基幹バスと支線バスに分けて、効率性を図る仕組み。	23～26年度まで、石山駅-牧口間路線バス増便(往復2便)による実証運行を行ったが、目標の運賃収入を達成できなかったため、増便分の運行を終了。

※高齢化率：対象学区における平成28年4月1日現在の総人口に占める65歳以上人口の割合を算出。  
※このほかにも、小野、和邇、伊香立、仰木、鶴の里地域は、補助金の交付により路線バスを維持している。

## 【提案名】④宿場町構想の実現に向けた屋内消火栓設備の設置規制緩和

### 屋内消火栓設備に関する基準

#### 消防法施行令第11条第1項

##### 第六号

前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一(一)項から(十二)項まで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の地階、**無窓階**又は四階以上の階で、床面積が、同表(一)項に掲げる防火対象物にあつては百平方メートル以上、**同表(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げる防火対象物にあつては百五十平方メートル以上**、同表(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては二百平方メートル以上のもの

#### 消防法施行令第11条第2項(抜粋)

前項の規定の適用については、同項各号(第五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数值は、主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を**耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。)**の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを**難燃材料**とした防火対象物にあつては当該数値の**三倍の数值**とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は**建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料**とした防火対象物にあつては当該数値の**二倍の数值**とする。

### 避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階(無窓階)

#### 消防法施行規則第5条の2

令第十条第一項第五号の総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階(無窓階)は、十一階以上の階にあつては直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の三十分の一を超える階(以下「普通階」という。)以外の階、十階以下の階にあつては直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上の開口部を二以上有する普通階以外の階とする。

2 前項の開口部は、次の各号(十一階以上の階の開口部にあつては、第二号を除く。)に適合するものでなければならない。

- 一 床面から開口部の下端までの高さは、一・二メートル以内であること。
- 二 開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。
- 三 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- 四 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

消防法施行令別表第一(抜粋)

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅